03　総合評価落札方式について

（総合評価方式）

1　本工事は、総合評価落札方式により落札者を決定する。

2　配置技術者は当該工事に提出した施工計画の内容を満たす施工をしなければならない。

3　発注者は、工事の監督・検査にあたり受注者の施工内容が評価した施工計画の内容を満たしている事を確認することとし、受注者は必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。

4　受注者の責により施工計画を満たす施工が行われない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大 8 点を減点する。

5　前項により減点を受けた者は、次回工事の指名選定において不適格者として扱われることもある。